

(仮称)世田谷区いじめ対策方針検討委員会の設置について

1 主旨

いじめは、子どもたちの生命や心身の健全な成長並びに人格の形成に重大な影響を及ぼす重大問題であることから、いじめ防止等の対策を推進してきた。教育委員会のいじめ対策の施策の充実に向け、「いじめ防止基本方針」(平成26年3月策定)の見直し等を行うための「(仮称)世田谷区いじめ対策方針検討委員会(以下、「検討委員会」という。)」を設置する。

2 検討委員会の構成及び運営

(1)検討委員会の構成

学識経験を有する者、弁護士、区立小学校長、区立中学校長、臨床心理士、青少年委員、せたがやホッと子どもサポート委員

(2)検討委員会の運営

検討委員会を令和3年6月以降、計3回程度実施する。検討委員会では、以下の検討内容について審議し、その検討結果を踏まえ、「いじめ防止基本方針」の改定、及びいじめ防止等に係る施策の見直しを図る。

3 検討内容

(1)いじめ防止等のために教育委員会が実施する施策について

(仮称)いじめ問題専門委員会(常設)の設置、いじめ防止・早期発見に関する取組み、いじめへの対応体制、学校への支援等

(2)いじめ防止等のために学校が実施すべき施策について

学校の組織づくり、いじめの防止・早期発見に向けた取組の具体化等

(3)重大事態への対処について

重大事態の判断、報告、調査を行うための組織、調査の実施、調査結果の提供・報告及び公表等

4 今後のスケジュール(予定)

令和3年	6月17・18日	文教・福祉保健常任委員会
	6月下旬	第一回検討委員会
	7月	第二回検討委員会
	8月	第三回検討委員会(まとめ)
	8月下旬	教育委員会報告(いじめ防止基本方針改正案)
	9月上旬	文教・福祉保健常任委員会(いじめ防止基本方針改正案)
	11月	いじめ防止基本方針改正